

第1図 昭和58年度 平城宮跡発掘調査地一覧

昭和58年度 平城宮跡発掘調査地一覧

次数	調査地区	面積㎡	期間	備考	担当者
第150次	第一次東朝集殿推定地	1,700	'83.4.25～8.1		深澤 芳樹
第152次	第二次大極殿院閤門・南面回廊	3,220	'83.7.13～11.15		内田 昭人
第153次	第二次大極殿院東面回廊	3,900	'83.10.1～'84.3.16		松井 章
第154次	第二次大極殿院・内裏東方官衙地区	2,900	'84.1.9～'84.4.7		松村 恵司
第151-5次	内裏北方官衙地区	6	'83.6.13～6.14	田中 友一	工楽 善通
※-9次	推定大膳職地区	42	'83.8.1～8.2	杉本 政義	寺崎 保広
-27次	"	38	'83.12.19～12.24	藤田 末一	毛利光俊彦
※-3次	平城宮北方地域	10.5	'83.5.6～5.10	西口 文了	工楽 善通
※-7次	"	60.5	'83.7.6～7.8	岡田 伊造	金子 裕之
※-8次	"	38	'83.7.13～7.14	池田 文和	宮本長二郎
-10次	" (市庭古墳外濠)	220	'83.8.5～8.27	城本キヨノ	岩永 省三
※-14次	"	4.5	'83.9.7	山口 正治	寺崎 保広
-20次	"	84	'83.10.28～11.2	森田 光治	森 郁夫
※-23次	"	48	'83.11.11	塚本 惣一	森 郁夫
※-31次	"	6	'83.12.5	栗田 亥三	森 郁夫

※は未収録、未収録は巻末参照

1 第一次東朝集殿推定地の調査 第150次

調査区は第一次東朝集殿推定地で、北は昭和57年度の第146次調査区に、南は近鉄奈良線に接する。第146次調査区内に東朝集殿に相当する建物は存在しなかったため、今回の調査は、東朝集殿の有無とこの地区の性格を明らかにすることを主目的とした。

なお、発掘面積は1700㎡、調査期間は昭和58年4月25日から8月1日までである。

地形および遺構

調査地は南へのびる奈良山丘陵から派生した小支丘の東南部に位置する。調査区の旧地形は東南にゆるやかに傾斜し、東西方向の高低差は地山面で約0.7mある。基本層位は東半では、上から順に耕作土、床土、灰褐色粘質土（瓦器を包含）、灰褐色土（奈良時代整地層）、暗褐色粘土（古墳時代包含層）、淡灰色砂（地山）で、西半ではこのうちの灰褐色土と暗褐色粘土を欠く。したがって古墳時代と奈良時代の遺構は、西半で地山上面、W171ラインの西においては古墳時代包含層上面、東方では整地層上面で検出した。主な遺構は、掘立柱建物1棟、築地1条、石組暗渠1基、木樋施設1基、溝5条、井戸2基、土壇8基などである。

検出した遺構は大きく古墳時代と奈良時代に、さらに奈良時代を5期にわけることができる。

A期 古墳時代に属す。掘立柱建物SB11160は桁行と梁行がともに3間約1.6m等間で平城宮方位に対し大きく振れて建つ。柱掘形は約0.5×0.6mの長方形、深さ約0.5m。井戸SE11165は素掘り、径約2.5mの円形の平面で、深さは約1.1mを測る。底に径約0.6m、深さ約0.2mの円形の凹みがある。埋土は大きく2層にわかれ、上層から6世紀代の須恵器杯が出土した。土壇SK11167は短辺約1.5m、深さ約0.1mの楕円形の土壇で、東半は整地層の下にのびる。炭を混えた埋土に6世紀代の須恵器杯身を包含していた。溝SD11166は幅約0.4m、深さ約0.1m。5世紀代の土師器高杯と小型壺が出土した。土壇SK11174～

11179 は不定形で深さ約 0.1 m。遺物は出土しなかったが、埋土が古墳時代包含層と一致した。

B 期 推定第一次朝堂院を建設する前の時期である。素掘りの溝 SD 3765 が調査区の東端を南北に貫流する。幅約 1.0 m、深さ約 0.3 m。堆積層は 3 層で、最下層から木簡の削屑が出土した。

C 期 推定第一次朝堂院が造営された時期とみられる。SD 3765 が機能を停止し、井戸 SE 11170 を掘る。径約 2.4 m の不整形で、深さは約 1.2 m。底に平城宮方位に合致した一辺約 0.6 m の正方形の凹みが残る。埋土は大きく 2 層にわかれ、上層で藤原宮式軒丸瓦と軒平瓦が各 1 点をはじめ、丸瓦と平瓦を多数検出した。

D 期 推定第一次朝堂院を区画する掘立柱塀を築地に改めた時期に推定できる。整地をおこない、東面区画塀 SA 5550 の南延長線上に築地 SA 11150 を築く。築地本体のたち上り部は残存せず、東側を用水路で破壊されていた。基壇土は保存状態の良好な部位で、版築が 3 層認められ、幅約 2.0 m、高さ約 0.4 m 残る。調査区北端から南約 29.0 m まで基壇土が認められた。掘込地業の痕跡はない。この基壇土を掘り込んで石組暗渠 SX 11140 を構築する。内法で幅約 0.85 m、高さ約 0.7 m、残存長約 5.7 m。保存状態の良い西側で東西長約 2.7 m で底石上面が東に約 4.4 cm 傾斜する。三笠山地獄谷産の凝灰岩の切石で、底石は $0.6 \times 0.9 \times 0.15$ m、側石は $0.45 \times 0.9 \times 0.15$ m を測るが、蓋石は風化がはげしいため計測できなかった。底石は長辺が東西方向にならぶ。側石には下端角内面に幅約 4 cm、深さ約 7.5 の欠き込みがあり、底石の端部上面にのる。蓋石の端部下角にも幅約 7 cm、深さ約 3.5 cm の欠き込みがあり、側石の上端内角と組む。西開口部に雨落溝とみられる南北溝 SD 11141 がある。幅約 0.6 m、深さ約 0.07 m である。SX 11140 の南約 4.4 m まで検出できた。SX 11140 の北約 4.2 m に、幅約 0.5 m、長さ約 3.8 m の木樋施設 SX 11142 がある。石組暗渠 SX 11140 の位置は SA 5550 の南延長線上にのり、推定第一次朝堂院南面区画塀 SA 9201 の南約 114.8 m (約 388 尺)、第 136 次調査区の石組暗渠 SX 10350 の南約 118.4 m (約 400 尺) にあたる。南面大垣心からは北約 134.0 m (約 459 尺) に位置する。なお SA 5550 と SD 11142

との心々距離は約 2.1 m (約 7 尺)、SA 5550 心と SX 11140 西開口部との距離は約 1.8 m (約 6 尺)を測る。SX 11140 は推定第一次朝堂院の区画塀を改作した時点で構築した SX 10350 と規模等の相異点はあるものの、ともに SA 5550 及びその延長線上にのり、底石の大きさが一致し、さらに両方の心々距離が約 400 尺とラウンドナンバーを得るので、一連の工程で構築された可能性が高いといえよう。

E 期 奈良時代末である。整地層を掘削し、南北溝 SD11151 を設ける。素掘りの溝で、上幅約 2.0 m、深さ約 0.4 m。堆積層は 2 層ある。上層の堆積土が SD 11141 を埋める。

F 期 奈良時代末、あるいは平城上皇の時代に下る可能性もある。SA11150 の西雨落溝とみられる南北溝 SD10991 を掘る。SD11151 の堆積土を掘り込んでいる。SD 11141 より約 0.6 m (約 2 尺) 東に位置し、当調査区を貫流する。幅約 0.5 m、深さ約 0.15 m、SX 11140 の西端北側石を幅約 0.5 m、高さ約 0.3 m にわたって弧状に打ち欠く。なお SA5550 と SD10991 の心々距離は約 1.5 m (約 5 尺) である。

遺 物

木簡は SD 3765 の最下層でその削屑 33 点を検出した。このなかに「□少志佐伯」と記されたものがある。

軒瓦の総数は 41 点と少ない。SE11170 から軒丸瓦 6281Aa と軒平瓦 6641E の 2 点が出土した。この他の多くは築地付近で出土し、平城宮編年第Ⅲ期の軒瓦 6225 と 6663 が比較的多い。

土器は古墳時代の土師器と須恵器を含め出土総量は少ない。

ま と め

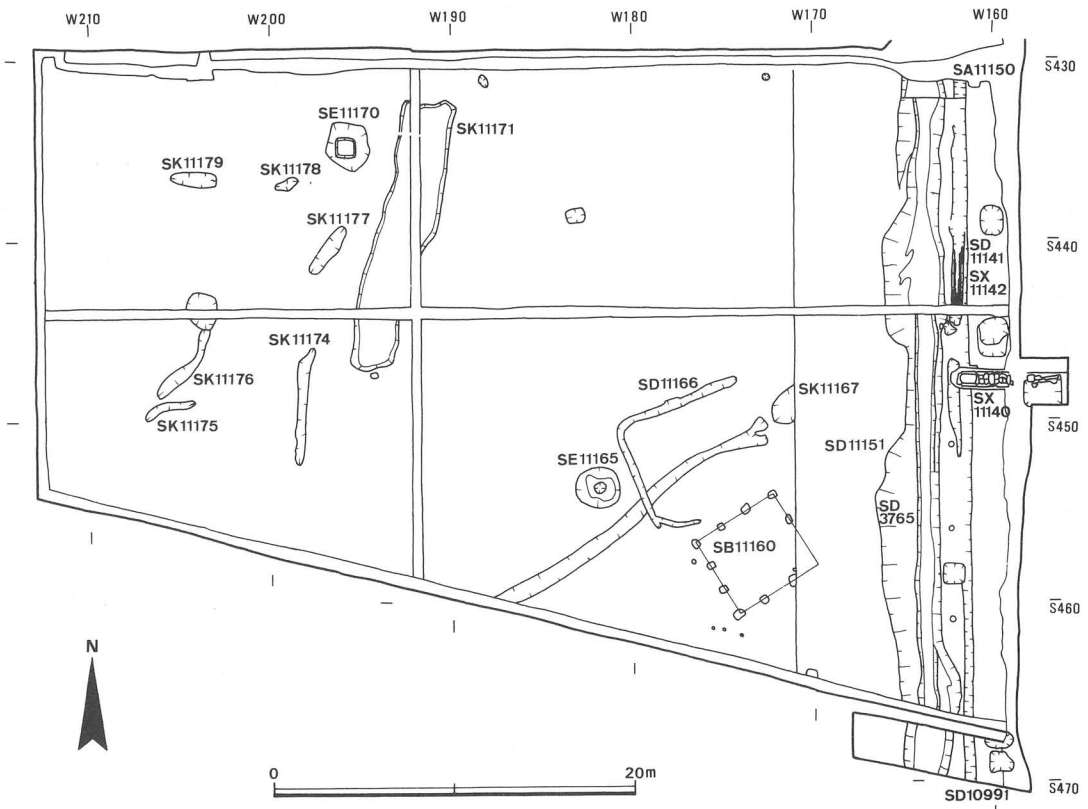
今回の調査の成果は次のとおり。

- ① 第 146 次調査区につづいて本調査区内にも、第一次東朝集殿に相当する建物はなかった。
- ② しかし推定第一次朝堂院区画を築地塀に改作するのにもなって、SA 5550 を南に延長し、朝集殿推定地を囲む築地塀を構築したと推定できた。

③ 第146次・第150次調査区内においては奈良時代を通じ内郭に建物が存在した形跡はない。

④ 本調査区内にも、古墳時代の集落が及んでいたことが判明した。

本調査は、推定第一次朝集殿の有無と位置、築地の閉じ方等、今後の調査にゆだねた課題は多いが宮殿配置の変遷を考える上で、重要な資料を提供した。



第2図 第1次東朝集殿推定地発掘遺構図

2 第二次大極殿院地区の調査 第152・153次

第152・153次の調査は平城宮第二次大極殿院東南部にあたり、大極殿閤門とこれにとりつく南面・東面回廊および回廊の東南隅から東に延びる朝堂院北面築地を中心とする。両調査区は全体のほぼ中央(19ライン)を境に二分され、西半部の第152次調査(調査期間、昭和58年7月13日から11月15日)が先行し、つづいて東半部の第153次調査(同、昭和58年10月1日から59年3月16日)を行った。大極殿院回廊の東南隅は平城宮第1次調査で発掘しており、成果も公刊されている(『平城宮発掘調査報告I』1961)。また大極殿については第113次、大極殿後殿および北面回廊については第132次、東楼については第73次、さらに道路を隔てた東方の大極殿東外郭域については第35次・70次などの調査がある。

今回の調査の目的は、(1)大極殿の正面に開く閤門(大極殿南門)と南面・東面回廊の規模と構造を明らかにすること。(2)第113・132次調査で確認した下層掘立柱塀による区画の規模は東西のみ明らかで南北は未詳であるので、南面の掘立柱塀を検出し、南北規模を確認すると同時に、正面に門が開くか否かを確認すること。(3)平安時代の儀式の記録によると、大極殿前庭で各種の儀式が行われており、こうした儀式に関連する遺構の有無を確認すること。(4)朝堂院北面築地にとりつく朝堂院東面築地を検出すること、などである。

遺 構

調査地の土層は、仮整備事業による盛土が最大50cm程あり、その下に旧耕土・床土が20～40cmある。床土の下で奈良時代の遺構を検出した。調査地の地山は黄褐色粘質土(部分的に小礫を含む)で、大極殿前庭部はこの地山の上を小礫混りの黄粘土で整地している。整地下面で下層遺構、整地上面で上層遺構を検出した。

検出した主な遺構は、奈良時代以前、奈良時代前半、奈良時代後半、平安時代以降の4期に大別できる。奈良時代以前の遺構として前方後円墳SX0249(神明野古墳)がある。奈良時代前半の遺構(下層遺構)として閤門下層の門SB11210、その東西にとりつく掘立柱塀SA11250・11251、さらにSA11250の東延長部にあ

たる東西塀SA 11370A・B、これらの東西塀にとりつく南北塀SA10048、SA 7593 A・B、SA 11320、および塀に囲まれた内郭に建つ掘立柱建物SB 11340 A・B、SB 11350などがある。奈良時代後半の遺構(上層遺構)としては大極殿閤門SB 11200、その東西にとりつく南面回廊SC 0101・11246、東面回廊SC 0102、朝堂院北面築地SA 0103とこれに開く門SB 11400、朝堂院東面築地SA 11330を検出した。また大極殿の東で掘立柱建物SB 10034、前庭において儀式に関連した舞台状遺構SB 11261～11266、渡り状遺構SX 11270、廊状遺構SX 11271、および宝幢等の柱跡SX 11252～11260を検出した。さらに閤門および回廊の南に於て、建物跡SB 11221・11223・11201などを検出している。他に平安時代以降の遺構として建物跡SB 11207・11208・11277・11390・11362・11341、井戸SE 11380などがある。以下各時期ごとに遺構の概要と変遷を述べる。

奈良時代以前の遺構

神明野古墳SX0249、この古墳についてはすでに第3・6・12・73・113・132次などの各調査で検出しており、電気探査の成果もあって(『平城宮発掘調査報告Ⅲ』1963)、ほぼ全容が復原されていた。今回の調査では前方部の東南隅とその周濠部を検出したが、削平が著しく、周濠は不整形で深さも一定しない。周濠内には墳丘から流れ込んだこぶし大の円礫が多く遺存し、その間に埴輪片が入っている。埴輪の多くは円筒埴輪であったが、形象埴輪として蓋・盾・朝顔形・家形埴輪などがある。今回の調査で古墳の規模は墳丘全長114 m、前方部約70 m、周濠部の幅は約15 mであることを確認した。

奈良時代前半の遺構(下層遺構)

閤門下層門SB 11210 下層の門SB11210は下層の正殿SB 9140の南正面に開く5間2間の掘立柱建物であり、その心は閤門SB 11200の心から北6 m(20尺)にある。上層の遺構にともなう整地層面の下約20cmから柱掘形を検出した。柱間は桁行の両端間のみ3 m(10尺)で、中三間と梁行は4.5 m(15尺)等間、桁行総長は19.5 m、梁行総長は9 mである。前面は地山を削り出して基壇風に作る。現存部における比高差は約0.5 mで、この上面に基壇の築成があったか否かは、背面

基壇の構造とともに削平のため不詳である。前面には階段がとりつく。基壇の出は上層の閣門SB 11200と重複しているため明確ではないが、東・西・南について約1.5 mである。また、階段と基壇の入隅部分から凝灰岩の破片を検出したことから、SB 11210は凝灰岩による基壇外装が施されていたことがわかる。柱掘形は東西1 m、南北1.5 mの長方形で、遺構検出面からの深さは南側柱筋が深く、約1.8 m、棟通りの柱穴および北側柱筋では約1.6 mである。これらの柱はすべて抜き取られている。柱の抜き取りの方向は、南側柱筋ではすべて南側に、北側柱筋では大半が北側に認められる。断ち割り調査の結果、この柱抜き取り痕跡の上面は上層閣門と一連の版築によって埋められたことを確認した。この所見によって、SB 11210の解体と上層閣門の建設は一連の工程として短期間に行われたことがわかる。なお、棟通り中央にも掘立柱穴様のSX 11219がある。この性格については明らかにし難いが、抜き取り痕跡があり、柱の跡と考えている。

下層の塀SA 10048・11250・11251 下層の塀SA 10048・11250は下層の正殿SB 9140を囲む掘立柱の東面と南面の塀である。SA 11250は門SB 11210の東妻の中央柱にとりつき、門から9間目で南北塀SA 10048に接続し、さらに東へのびる。SA 10048は10尺等間で27間分ある。SA 11251は門SB 11210の西妻の中央柱から西へのびており、3間分を検出した。これらの柱掘形は、大きなものが一辺が約1.3 m、平均で約1 m、深さ1 m、すべて柱抜き取り痕跡がある。また南北塀SA 10048の柱掘形から、軒丸瓦6311Bの破片が、北9間目の柱抜き取り痕跡から軒平瓦6663Cが出土した。以上によってSB 9140・10050を区画する塀が南北80 m（270尺、225大尺）、東西71 m（240尺、200大尺）の規模であることが判明した。南面東塀SA



第3図 閣門下層門SB 11210 東から

11250の前面は、SB 11210同様地山を削り出した段となっている。この段差はSB 11210とのとりつき部が約0.5 mと最も大きく東にゆくに従って小さくなり、南北塀SA 10048との接続部付近ではほとんど段差がなくなる。南面西塀は遺構面が後世に削平されているが、SA 11250と同様の段を作り出していたのであろう。つまり門SB 11210と東西塀SA 11250・11251の前面は、地山削り出しによる基壇状の高みが形成されていたと考える。なお、第153次の調査成果からSA 10048・11250が二時期の変遷があるのではないかとする疑問が生じた。このため再度断割調査を行ったが、第152次調査区内に於てはそうした痕跡は認められなかった。

東西塀SA 11370A・B 閣門下層門SB 11210にとりつく東西塀SA 11250からさらに東に延びる塀である。柱間寸法は2.9 m（10尺）等間で18間分あり、改作が認められる。東方では自然地形が東南方向に傾斜し、この塀の造営にあたり、積土により基壇を築いて整形している。

南北塀SA 11320 発掘区東端でSA 11370A・Bから南に折れる南北塀、柱間寸法は2.94 m（10尺）等間で5間分検出した。基壇上に築かれている。

南北塀SA 7593A・B 第73次調査では大正時代の整備溝がかかっていたため、柱堀形の東半部を19間検出していたが、今回残りの部分も検出し、併せて33間あったことと、改作が認められることが判明した。柱間寸法は2.95 m（10尺）等間で全長97.3 m（330尺、275大尺）であった。この塀は第二次内裏下層の東西塀SA 7592から分岐しているが、南に下って東西塀SA 11370A・Bにとりつくと思われた。しかし、そのとりつき部を検索したところ、SA 11370A・Bの柱位置をはずれた部分にSA 7593の延長線が交わることが明らかになった。またSA 7593A・Bの南端の柱穴位置からSA 11370A・Bまでは柱間寸法が3.9 m（13尺）あり、この部分で塀は開放されていたと考えることができよう。SA 7593A・Bの南端の柱穴2間分には東に20尺を隔てて対となる柱穴が存在する。この組み合わせが北にもう1間延びるか否かは想定される柱位置が大正整備溝で削平されているため確認できなかった。このような柱位置からすると、この対になる柱穴はSA 7593A・Bの南端にとりつく桁行2間ないし3間、梁行2間の建物であった可能性が高い。

掘立柱建物SB 11340A・B 桁行6間、梁行2間。柱間寸法は桁行2.1m（7尺）等間、梁行は1.8m（6尺）等間で中央に間仕切あり。柱掘形は長径1m強、短径60～80cmの長円形で深さ1.5m以上である。改作があり、新しいものがやや深い。

掘立柱建物SB 11350 桁行8間、梁行3間、北廂付き、総柱の東西棟である。身舎の柱間寸法は梁行1.8m（6尺）等間、廂部分は2.4m（8尺）と広い。桁行は東から3間目と4間目が3m（10尺）と広くなり、他の6間分は2.7m（9尺）等間である。北廂の柱掘形は身舎のそれに比較して浅く、中央2間分では削平されて残らない。これらの東西棟SB 11340A・B、SB 11350は柱間、柱筋に共通点が多く、機能の共通する建物が建替えられたと考えることができる。

奈良時代前半の遺構としては、他に古墳の周濠を埋めた際の排水溝と思われる斜行溝SD 11369・11371などがあり、いずれも古墳周濠東南隅より東南方向に流れ出す。また発掘区東南部ではSA 11320の東側に柱痕跡や抜き取り穴を持つ柱穴がある。それらは東方に延びると考えられるが行方については大正整備溝と現市道によって調査ができなかった。

奈良時代後半の遺構（上層遺構）

閤門SB 11200 基壇上部は削平が著しく、土壇として残存していた部分も上半部は近世の盛土であった。しかし、基壇上面には礎石の根石とその据え付け掘



第4図 閤門SB 11200と南面回廊SC 0101 西から

形が残っており、9個所を検出した。閤門は5間2間の礎石基壇建物であり、SB 11210の棟通りの南6m(20尺)を棟通りとしている。柱間寸法は桁行・梁行とも4.5m(15尺)等間で、桁行総長は22.5m(75尺)、梁行総長は9m(30尺)である。基壇は北半部がSB 11210の基壇上面に版築し、南半部がSB 11210の基壇の前面に築土を積み足し、南縁は地山を削り出して基壇を築成している。その手順は地山面に瓦片を敷き、その上に褐色砂と灰褐粘土を1層あたりほぼ5～8cm程度の厚さに版築している。基壇の外装は凝灰岩切石の壇上積で、基壇の北側には凝灰岩の雨落溝がある。この雨落溝は、側石が抜き取られ、底石のみ一部が残る。南面には雨落溝はなく地覆石にこぶし大の礫石を直付けしてある。基壇の出は南北が2.4m(8尺)、東西の雙羽の出は1.8m(6尺)である。このことは閤門が入母屋造や寄棟造ではなく、切妻造であったことを示す。基壇の南と北には中央間3間分13.5m(45尺)に階段があり、側面には複廊SC 0101・11246の外廊における階段がある。これは、閤門側面の地覆石の据え据け掘形が複廊の内側にのみあることによる。階段・雨落溝の抜き取り痕跡から、軒丸瓦6225A(1点)、6296A(5点)、6308A(2点)軒平瓦6663B(2点)、6691A(14点)、6732A(1点)、6732C(1点)が出土した。また、閤門の南・北面には二時期の廂がある。廂の出は当初6m(20尺)で、後に5.1m(17尺)に縮めている。これは後述の、一連の施設とともに、儀式に伴って設けられた土廂の跡であろう。古い土廂の柱抜き取り痕跡から軒丸瓦6225Cが1点出土した。他に閤門に伴うものとして建築時と解体時の二時期の足場穴がある。

南面回廊SC 0101・11246 南面東回廊SC 0101は閤門から東端まで13間あり、延長は柱心々で48.3mをはかる。桁行が3.9m(13尺)、梁行が3m(10尺)の複廊である。南面西回廊SC 11246は2間分を発掘したが、近世の削平により遺構は残存していなかった。両回廊の基壇は、下層東西塀SA 11250・11251の前面の斜面上に築土を積み、南縁は地山を削り出して形成する。その積み方は、褐色砂礫土を2～3層荒く撞き固めたもので、地山面には閤門同様瓦片を敷きつめている。閤門と回廊の接続する部分を断ち割り精査した結果、回廊基壇は閤門基壇を築成

した後、その東西を切土してから、築成したことが明らかとなった。この回廊基壇土から軒丸瓦6304Aの破片が出土した。基壇の幅が約9.2 m、北側にのみ雨落溝がある。雨落溝は、北側石がすべて抜き取られていたが、底石の大部分と南側石のいくつかは遺存していた。南側石に接して幅0.2 m程の浅い掘形があり、東回廊から数えて5間目では、この掘形に葛石が遺存していた。雨落溝の設置は、南側石を据えつけた後に底石を据えたことが、閤門東側の断ち割り調査によって明らかになった。回廊の礎石はすべて抜き取られており、据え付け掘形の径は1～2 mで根石を残すものが多い。閤門から東へ4間目の基壇南縁には、地山を削り出した階段の痕跡がある。幅は1間分(13尺)であろう。SS 11205は回廊に伴う足場穴である。雨落溝の抜き取り痕跡から軒丸瓦6133D(2点)、6296A(3点)、軒平瓦6663A(1点)、6663B(3点)、6663D(1点)、6691A(6点)、6726A(1点)、6726E(1点)が出土した。またSS 11205から軒丸瓦6296A(1点)6691A(2点)が出土した。

東面回廊SC 0102 東面回廊は第132次調査で北4間分を検出しており、今回

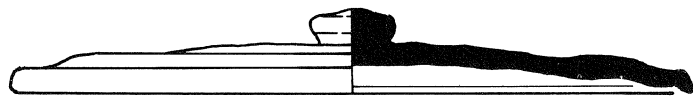


第5図 東面回廊SC 0102 南から

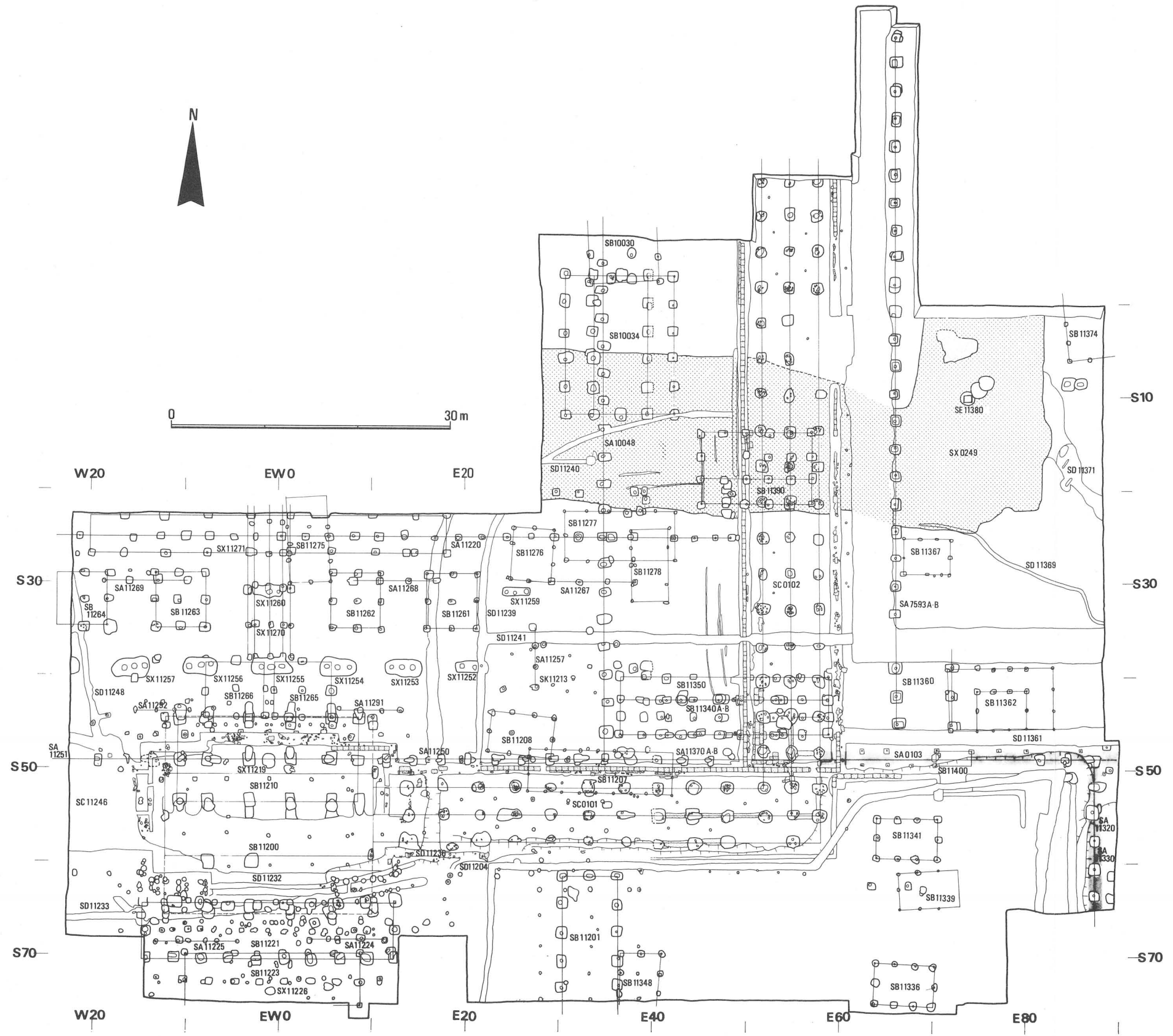
その南を完掘し、計23間、延長は84.9 mである。礎石はほとんど抜き取られており、残っているのはすでに第1次調査で検出した2箇所のみであった。礎石据え付け掘形は抜き取り穴によって大きく破壊されているが、原形のうかがえるものからみると、径1.0～1.2mの隅丸方形で、中に径20～30cmからこぶし大の根石が残る。柱間寸法は南面回廊と同寸であり、足場穴SS 10066を伴う。東面回廊SC 0102の両側には凝灰岩切石組の雨落溝SD 10001・10020があるが、西側溝の底石がすべて残っているのに対し、東側溝では底石は部分的にしか残らない。従来の回廊部の調査では、回廊基壇の側柱列から雨落溝側石にかけて凝灰岩舗装が存在したことが判明しているが、今回の調査でも部分的に敷石が残っていたり、敷石の痕跡である凝灰岩の粉末を検出して従来の知見を追認した。中央の柱筋には幅約50cmの凝灰岩痕跡を带状に検出した。回廊の壁の地覆石が据えられていたと考えられる。これと同様の地覆石痕跡は東回廊部の南から1間目と3間目の棟通り礎石と東側柱礎石との間、東側柱礎石列にもみられ、この部分に南北2間、東西1間の壁で仕切られた小室が存在したことを示す。また回廊南端部の基壇土から「平城宮Ⅲ」に編年される須恵器杯の蓋（第6図）が出土しており、基壇築成の上限を押えることができた。

南北棟建物SB 10034 第113・132次の調査で、大極殿の東西に南北棟建物SB 10034・9141の存在が確認されている。今回の調査で、それが桁行5間・梁行4間、両面廂建物と判明した。柱間の桁行・梁行とも3 m（10尺）等間で、南妻を大極殿南側柱筋と揃える。柱はすべて抜き取り痕跡があり、その痕跡から軒丸瓦6296A・軒平瓦6663D・6691Aや「平城宮Ⅲ」の土器などが出土した。

掘立柱東西塀SA 11220 大極殿階段の南6 m（20尺）にある東西塀。東面回廊まで27間分を検出した。柱間は2.4 m（8尺）等間だが、大極殿南北中軸線から西6間目には柱掘形がなく、また東6間目と13間目では柱間が3.4 m（11.5尺）と広



第6図 回廊基壇出土土器（杯蓋）1：2



第 7 図 推定第二次大極殿院地区発掘遺構図

くなっている。通路であろう。下層南北塀 SA 10048 と重複。柱はすべて抜き取られ、大極殿南北中軸線から東13間目の抜き取り痕跡から軒丸瓦 6282D が出土した。大極殿院を二分するので、やはり何らかの儀式に設けられた仮設の塀であろう。掘形が比較的小さく、通路を左右対称の四個所に設けることから見て、伊勢神宮の内庭に見られる玉垣の様なものではなかろうか。

掘立柱建物 SB 11221 9 間 2 間の東西棟建物で、中心を閤門心に揃え、北側柱は閤門南面階段に接する。柱間は桁行・梁行とも 3 m (10 尺) 等間で、桁行総長は 27 m (90 尺) である。棟通りには床東があり、床張り構造であった。南側柱の間には 1 間分の縁を付したと考える小さな柱穴が 4 個所ある。この縁に接して階段があったのではなかろうか。柱はすべて抜き取られ、抜き取り穴には凝灰岩、瓦片等が埋没していた。瓦には軒丸瓦 6296A (2 点)、軒平瓦 6655A (1 点)、6663B (2 点)、6663C (1 点)、6663D (1 点)、6664F (1 点)、6691A (5 点) がある。SB 11221 の北側柱掘形は閤門の南廂の柱掘形と重複し、廂の撤去後 SB 11221 を建てている。ただし、SB 11221 の北側柱掘形のうち、閤門の階段に当たる 3 間分の掘形を若干南にずらしているので、閤門が存在した時期であることは疑いがない。なお、SS 11202 はこの SB 11221 の足場穴である。

掘立柱建物 SB 11223 閤門の南側にある 7 間 2 間と推定される東西棟建物、北側柱列は、閤門の棟通りから 15 m (50 尺) 南にあたり、南北の軸線は閤門心より若干東にずれている。柱間は桁行・梁行とも 2.7 m (9 尺) 等間である。建物と推定したが、南側柱は未発掘であるので、今後の調査によって、別の遺構となる可能性もある。柱掘形は SB 11221 に切られている。

掘立柱建物 SB 11201 大極殿南面東回廊の南、閤門心の東 34.5 m (115 尺) にある掘立柱南北棟建物である。棟通りを南面回廊の東から 7 間目の柱筋に揃えるが、北妻柱筋と回廊基壇地覆石の距離は約 2 m と近接している。梁行 2 間で、桁行は 5 間分を検出した。柱間寸法は桁行・梁行とも 3 m (10 尺) 等間である。SS 11202 はこの建物の足場穴である。

宝幢等の柱跡 SX 11252~11258 大極殿基壇の南 24 m (80 尺) に東西に並ぶ 7

個の柱掘形がある。掘形は南北 1.5 m、東西 3.2～3.6 m 程度の不整楕円形で、相互の間隔は約 5 m である。掘形の深さは遺構検出面から約 1.2 m。内部には各々 3 個所の柱抜き取り痕跡があり、中心の柱とそれを支える脇柱の跡と考えられる。SB 11265・11266 の掘形を切って掘られ、掘形からは軒丸瓦 6225 A (1 点)、軒平瓦 6663 C (2 点)、6691 A (2 点) が出土した。この 7 個の掘形は、その位置と数からみて、元日朝賀等に立てられたと考えられる烏形・日像・月像の幢と朱雀・玄武・青龍・白虎の幡の跡であろう。



宝幢等の柱跡 SX 11259・11260 大極殿基壇の 第 8 図 宝幢等の柱跡 西から

南 15.5 m (52 尺) にある東西に細長い柱掘形。東西 3 m・南北 0.8～1 m、深さ 1 m で、SX 11252～11258 同様内部に 3 個の抜き取り痕跡がある。これも幢ないし幡の跡であろう。渡り状遺構 SX 11271 に切られていることと、下層の門 SB 11210 の東西心の北 18 m (60 尺)、下層の正殿 SB 9140 の東西心の南 36 m (120 尺) にあることからみて下層遺構に伴う可能性がある。SX 11259・11260 の東西軸線上にあたる大極殿東回廊を断ち割ったが、何らの痕跡も見い出せなかった。このことからみて、大極殿、あるいは下層掘立柱正殿の南北中軸線と対称の位置に 3 個所設けられたのであろう。

掘立柱塀 SA 11257・11267・11268・11269・11291・11292 SX 11252～11260 をとり囲む様に並ぶ 3 間の東西・南北塀 6 条。柱間は 7 尺から 10 尺までばらつきがあるが、大極殿の中軸線の東西の対称位置にあることからみて塀ではなく、SX 11252～11258 に伴う施設で、平安時代の即位式に宝幢などの周囲に立てた萬歳旗や兕旗などのような各種の旗に関わるものではなかろうか。

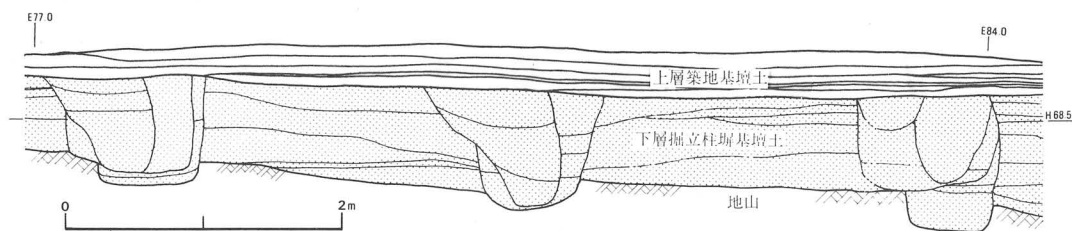
舞台状遺構 SB 11261～11266 大極殿基壇と閤門基壇から等距離 (16.4 m、55 尺) の所に東西に並ぶ 4 基と、閤門の北に東西に並列する 2 基の合計 6 基がある。

いずれも2間2間の総柱の遺構で、21cm（7寸）～24cm（8寸）の角柱を用いる。柱間はいずれも南北が3m（10尺）等間だが、東西はSB 11261～11264の4基が2.7m（9尺）等間、SB 11265・11266の2基が3.15m（10.5尺）等間である。SB 11264の柱掘形から軒丸瓦6296A（1点）、SB 11265の柱抜き取り痕跡から軒丸瓦6296A（1点）・6308A（1点）、軒平瓦6691A（1点）、SB 11266の柱抜き取り痕跡から軒丸瓦6225A（1点）が出土した。SB 11261～11266は大極殿前庭にあることや、角柱を用いる点からみて、建物ではなく、儀式に用いられた舞台状施設ではなかろうか。

渡り状遺構SX 11270 南北5間、東西2間の渡り状遺構。大極殿の南北中軸線に中軸を揃え、北端は大極殿の中階から始まり、南端は舞台状遺構SB 11265・11266に接する位置にある。桁行は3.7m（12.5尺）等間、梁行は1.5m（5尺）等間。その位置から見て、天皇が閣門に出御するのに用いられた施設ではなかろうか。次の廊状遺構の柱掘形を切って柱を立てている。

廊状遺構SX 11271 大極殿の階段の南3m（10尺）に位置する廊状遺構である。9間1間の細殿風遺構の中央間の南に3間の張り出しがつく。南北の中軸と東西の規模・柱間は大極殿と揃える。桁行の柱間は、両端が3.6m（12尺）、その他は4.5m（15尺）等間であるが、南側の張り出し部は桁行が3.7m（12.5尺）である。この遺構は重複関係からみて渡り状遺構に先行する。その性格は不詳で、今後の検討が心要である。

朝堂院北面築地SA 0103 この築地は回廊東南隅より北に3間目の側柱位置から東へ延び、大正整備溝を隔てて第35次で検出した桁行3間、梁行2間の門 SB



第9図 築地SA 0103 基壇断面模式図

7505にとりつく。今回の調査では回廊から西5間目にも門SB 11400がひらき、朝堂院と大極殿東外郭を結ぶことを確認した。築地基壇は下層塀SA 11370A・Bの基壇にさらに黄褐色粘質土を30～40cm上積みしている。基壇上には凝灰岩製の寄柱礎石が存在する。礎石は1辺40～50cmの方形で、中央外側寄りに約10cm角の枘穴を穿ち、周囲に根固め石を入れる。寄柱礎石の間隔は梁行で1.5～1.6m、桁行は一定しないが門より西で2.5～2.7m、東では3m前後である。門SB 11400は築地棟通りに親柱礎石2個を持つ棟門形式で、礎石は80×70cmの花崗岩の上面を平坦にして据えている。東側の親柱礎石は抜き取られているが、北寄柱礎石が残存することから、門の桁行は3.9m(13尺)であったことがわかる。門の南側には石階SX 11403がある。基壇地覆石はこの両側で南に折れ、抜き取り痕跡の位置から階段の出は約1mであり、親柱礎石と朝堂院の比高差から階段の高さは約1mに復原できる。築地基壇は回廊基壇と同様に南面が凝灰岩壇上積で、回廊との取り付け部には地覆石を残す。基壇北側には素掘りの雨落溝SD 11361がある。溝中には門SB 11400の北側部分に集中して凝灰岩切石の廃材が遺棄されていた。この部分が凝灰岩切石組の暗渠になっていたものであろう。この雨落溝には改作があり、新溝SD 11361Bはやや築地近くに寄る。築地基壇土中には凝灰岩粉末が厚く層を成す部分があり、東端の北寄柱礎石が抜き取り穴とみられた穴のさらに下から出土したことや、礎石に転用材が用いられていることなどから築地にも改作があり、新しい築地は古い基壇の上に積土をし、かつ軒の出を短かくした可能性が高い。軒瓦の出土を見ると、新溝SD 11361Bからは軒丸瓦6225C(12点)、6311(3点)、6133P(1点)、6284C(1点)、軒平瓦6663C(12点)、6664C(1点)、6694A(1点)が出土しており、6225-6663型式が圧倒的な比率を占める。また築地基壇土からは軒丸瓦6225Aが1点出土した。

朝堂院東面築地SA 11330 大極殿閤門の中軸から東に88.3m(300尺・250大尺)に位置し、掘立柱塀SA 11320の基壇を踏襲する。築地基壇土はすべて削平されているが西雨落溝SD 11331を検出した。SD 11331は素掘りで築地側に川原石を一列に並べた見切りを施す。この見切石のなかに軒丸瓦6225C型式の瓦当部がはめ

込まれていた。この築地は南へ延びて朝堂院の東を区画するものである。この築地の軒の出を北面築地と同じと仮定し、SD 11331 の位置から築地心を逆算すると、築地心は下層の塀 SA 11320 の心と全く一致することがわかる。

平安時代以降の遺構

平安時代以降に含まれるものには掘立柱建物15棟、井戸1基、土塀4基などがある。(表1 平安時代以降建物一覧) 宮の廃絶に際して、門・回廊・築地等の部材で再利用可能なものはほとんど持ち去られたらしい。朝堂院北面築地 SA 0103 の北側には凝灰岩の廃材や粉末が集中する地点 (SX 11378他)、丸瓦、平瓦を並べた瓦敷き遺構 SX 11413 がある。回廊や築地の解体作業に伴うものであろう。掘立柱建物 SB 11336・11341 の柱穴掘形には基壇葛石をはじめ多くの凝灰岩廃材を含み、解体作業に関係した建物であると考えられる。井戸 SE 11380 は深さ約1.4m、径1.2m の隅丸方形の掘形に長さ80cmの角材を横組みにして枠をつくる。埋土には奈良時代の瓦や土器が多量に出土したが、凝灰岩廃材を多く含むことからこの時期に含めた。掘立柱建物 SB 10030 は第132次調査で検出した桁行5間、梁

表1 平安時代以降建物一覧

遺構番号	棟方向	規模	桁行m(尺)	梁行m(尺)	建物の振れ	備考
SB11207	東西	8×3	15.0(50)	4.5(15)	西で北へ1.5°	柱穴から近世磁器片出土
SB11208	東西	3×2	6.8(23)	4.2(14)	西で北へ8°	柱掘形から鬼瓦出土
SB11275	南北	3×2	9.0(30)	4.5(15)	北で西へ1.5°	
SB11276	南北	3×2	5.7(19)	4.3(14.5)	北で東へ3°	
SB11277	東西	5×2	11.8(40)	5.3(18)	なし	
SB11348	南北	2 α ×2	4.2(14) α	4.2(14)	北で東へ3°	
SB11336	東西	3×2	6.3(21)	4.5(15)	東で南へ3.5°	柱掘形に凝灰岩廃材入る
SB11339	東西	3×2	6.3(21)	3.8(13)	東で北へ1.5°	〃
SB11341	東西	3×2	6.4(21)	4.2(14)	東で南へ1.5°	〃
SB11362	東西	5×3	11.3(38)	6.5(22)	なし	東・西・北 三面廂
SB11367	東西	3×2	5.2(18)	3.7(12)	なし	
SB11374	南北?	2 α ×?	4.0(13.5) α	?	北で西へ5°	
SB11278	南北	4×2	8.1(27)	4.0(13.5)	なし	
SB11390	東西	5×3	11.9(40)	7.4(25)	なし	南廂。柱根2個所残存
SB10030	南北	5×3	13.5(45)	7.8(26)	北で西へ2°	東廂

行 2 間の北で約 2 度西に振れる南北棟で、東西と北には雨落溝が存在したが、今回東廂の掘形を 2 個所で検出した。廂を伴った時期があったと考えられる。東面回廊にかかる掘立柱建物 SB 11390 は桁行 5 間、梁行 3 間の南廂付き東西棟で、東 3 間分に間仕切柱を持つ。

まとめ

今回の調査と過去数回の調査成果を合わせることで、推定第二次大極殿院（以下推定を略す）とその下層遺構の規模を明らかにすることができた。

ここでは、上下両層の遺構の年代を出土遺物—特に軒瓦の面から検討し、ついで、上層大極殿院に伴なう儀式関係遺構の変遷について述べ、最後に今回の調査で明らかにされた成果を列記しよう。

今回出土した軒瓦は、大半が上層遺構から出土したもので、下層遺構から出土したものは僅かであった。上層から出土した軒瓦は、軒丸瓦の 6133 D・O・P、6225 A・B・C、6296 A、6308 A、6311 A・B、軒平瓦の 6655 A、6663 B・C・D、6664 F、6691 A、6694 A、6726 A・E、6732 C があり、下層から出土した軒丸瓦は 6304 A、6311 A がある。

平城宮の軒瓦編年は、『基準資料Ⅱ瓦編 2』（以下『基準資料Ⅱ』と略す）で体系化がされ、その後、『平城宮発掘調査報告 XI』（以下『平城 XI』と略す）で若干の改訂がなされた。今、『平城 XI』の編年に従って上述の軒瓦を整理すると、

Ⅱ期（養老 5 年～天平 17 年）6304 A、6308 A、6691 A、6311 A、6663 B、6664 F

Ⅲ期（天平 17 年～天平勝宝年間）6133 D、6225 A、6663 C、6663 D、6732 C

Ⅴ期（宝亀元年～延暦 3 年）6726 A・E

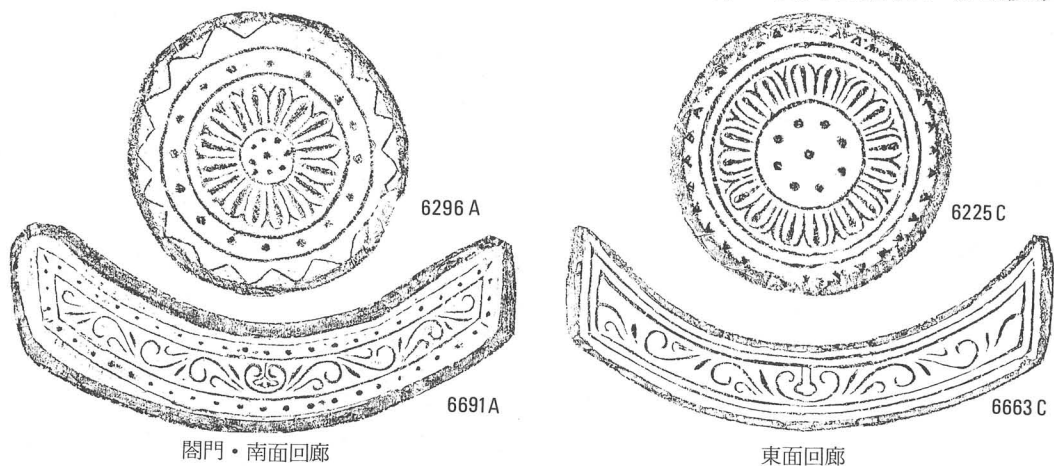
となる。軒瓦編年に関する『基準資料Ⅱ』と『平城 XI』の主たる違いは、軒丸瓦 6691 A と 6225、軒平瓦 6663 C の編年の位置づけにあり、『基準資料Ⅱ』が「Ⅱ期」としたのに対し『平城 XI』では「Ⅲ期」としたことにある。

後にも述べるが、軒丸瓦のうち 6225、軒平瓦 6663 C は大極殿院において最も主体的に用いられた組み合わせで、この軒瓦の年代決定は、第二次大極殿院の造営時期を決める上で非常に重要である。今回、下層遺構から 6311 A、6304 A が出

土したことは、6311A・6304Aと、6225・6663が年代を異にするとした『平城XI』の見解を層位的に裏づけるものといえよう。

6311Aは文様や製作手法から、「第Ⅱ期」のなかでも養老～神亀年間に遡るとされている。この型式は内裏地区から、6304Aは内裏東外郭からまともって出土し、各々軒平瓦6664D・Fと組み合わせる。6311Aが下層南北塀SA10048の掘形から出土したことにより、SA10048の年代は養老～神亀年間をその上限とみることができる。おそらく聖武即位を目指した養老年間の造営に関わるのではなかろうか。ただし、SA10048の建設が養老年間であるとしても、和銅の遷都当初から養老年間まで、この地域が全くの空地であったとは考え難い。下層の門SB11210と、これにとりつく東西塀SA11250の前面を、地山の削り出しによって段差をつける方法は、推定第一次大極殿（以下推定を略す）前面の埴積擁壁の龍尾壇と似たところがあり、第一次大極殿地区と第二次の下層遺構は共通の意識のもとで計画、施工されたのではなかろうか。従って、ここでは門SB11210と正殿SB9140の造営が周囲を画す諸施設に先立つ可能性を考えておきたい。下層遺構の造営年代に関しては、内裏地区の遺構変遷と、今後に発掘調査が予定されている朝堂地区における遺構の状況と関連させて検討する必要がある。

今回の調査の結果、大極殿閣門・南面回廊の軒瓦は軒丸瓦6296A、軒平瓦6691Aの組み合わせと判明した。これは従来知られている第二次大極殿院、朝堂院所

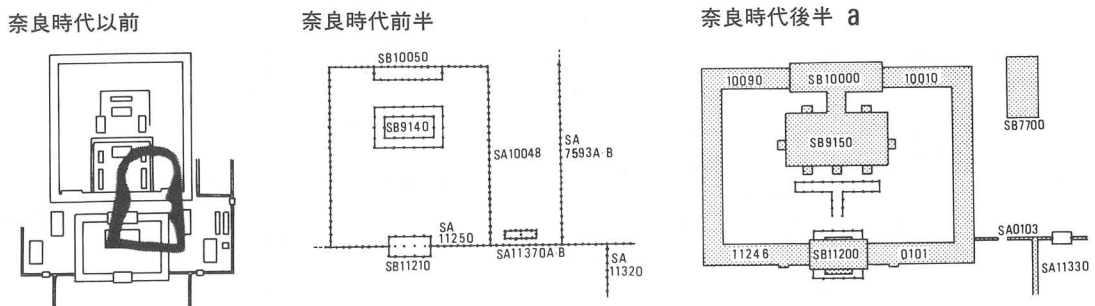


第10図 第二次大極殿院 所用軒瓦

用軒瓦 6225-6663 の組み合わせとは異なる。つまり東朝集殿では 6225 が 71%、6663 が 89%、大極殿では 6225 が 52%、6663 が 66%、大極殿後殿では 6225 が 62%、6663 が 52%、大極殿院東面回廊でもやはり 6225 が 50%、6663 が 59% と優勢であった。しかし、閤門、南面回廊では 6225 が 17%、6663 が 31% であったのに対し、6296A が 51%、6691A が 56% と 6296A・6691A が過半数を占めている。この 6296A・6691A のうち、6691A が『平城 XI』で『第 II 期』と編年されたのは、山背恭仁宮造営時（天平 12~15 年）の軒丸瓦であり、また、法隆寺東院の創建瓦の有力候補でもあるからである。法隆寺東院の創建は記録によると天平 11 年とされており、これが確実であるならば、6691A の上限は天平 10 年代初頭に遡ることになる。ただし、恭仁宮で 6691A と組み合う 6320 は、平城宮で『第 III 期』に位置づけられるように、6691A の平城宮への供給年代が天平 10 年初頭（第 II 期後半）まで遡るのか、平城遷都後、すなわち天平 17（745）年以降（第 III 期）に下るのかはなお検討の必要がある。ここでは 6296A-6691A の製作年代の上限を『第 II 期』の後半の天平 10 年代初頭と考え、さらに細かく限定するのは今後の課題としておこう。

上層の仮設遺構は遺構の重複や出土遺物、全体の配置から、おおきく 4 期に分けることができる。すなわち

- a 期 閤門の南北に土廂を設ける。大極殿前面には廊状遺構 SX11271 を設ける。
- b 期 大極殿の中階から、閤門の北に至る渡り状遺構 SX 11270 を設ける。
- c 期 閤門の土廂は新たに梁行規模をやや縮少して建てる。大極殿前庭には 6



第11図 第二次大極殿院 変遷図

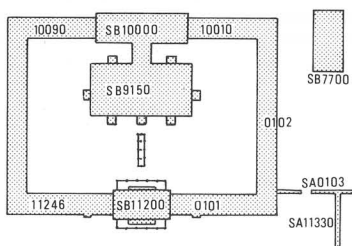
基の舞台状遺構 SB 11261～11266 を設ける。

d 期 閣門の土廂を撤去し、閣門南に軒を接するように東西棟建物 SB 11221 を建てる。大極殿前庭には鳥形などの幢と四神の幡を立てる。これをとり囲むように萬歳旗などの旗を立てたと推定する塀状施設 8 条を設ける。大極殿の東西に南北棟建物 SB 01141・10034 を建てる。大極殿の前面を東西に区画する東西塀 SA 11220 は、これらの建物の南妻柱近くの位置で柱間を広くし通路としているので、これらの建物の南側を画する施設であろう。

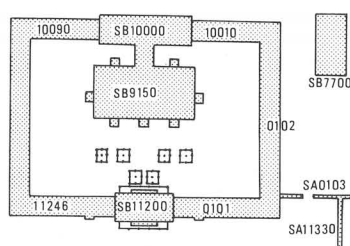
以上の仮設遺構各々の年代を確定することは、現状では困難がある。ここでは類以の遺構をあげ、あわせて関連する文献・史料を検討しておこう。a ないし b 期と c 期では閣門の南北に掘立柱の廂を設けている。平城宮では従来、こうした例を見ないが、記録では平安宮において例がある。年代が降る史料だが、『年中行事絵巻』等によると、平安宮の内裏外郭の建春（東）・建礼（南）・宜秋（西）・朔平（北）の各門にはそれぞれ外側に、内裏内郭の宜陽（東）・陰明（西）の両門にはそれぞれ内側に廂があった。この廂が常設か仮設であったのかは判断できないが今回の検出の土廂とは片面である点が異なる。ただし、その起源を考える上で重要である。おそらく、儀式の場において、細殿的な意味をもったのではなかろうか。なお、平安宮においては十二朝堂にも土廂が付されている。平城宮における様相は不詳だが、今後の調査の進展によって解明されよう。

大極殿前面の廊状遺構とやや似た遺構は、平城宮第一次大極殿の前にも見られる。9 間 1 間の東西棟建物 SB 6680 がそれで、桁行柱間は、中央間とその 2 間お

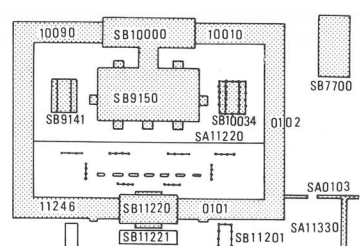
奈良時代後半 b



奈良時代後半 c



奈良時代後半 d



いた両脇間が大極殿の階段幅に合わせた5.5 m（18尺）で、他は4.6 m（16尺）。梁行は6 m（20尺）である。SB 6680は大極殿の基壇に接する様に建つことや、南側に張り出しのないことなど、今回のSX 11271とは異なる。しかし、第一次大極殿の東西とも、後に述べる様に舞台状遺構があって、今回の第二次大極殿前面の遺構と共通点も認められることから、SX 11271とSB 6680は似た性格の施設ではなかろうか。

b期の渡り状遺構SX 11270は、その位置からみて、天皇が閤門に出御する施設であろう。奈良時代、宮中で行われた定期・不定期の饗宴のうち、1月7日・16日・17日などの節日だけでなく、即位後に行われる大嘗祭のあとにも閤門に出御しており、淳仁天皇（天平宝字2年11月25日）、光仁天皇（宝亀1年11月23日）の時の記録がある。SX 11270は、そうしたいずれかの時に、設けられたのであろう。

c期の舞台状遺構SB 11261～11266と類似の施設は、平城宮第一次大極殿の東西にある。SB 6636・6643がそれで、SB 6636は大極殿の東南に、SB 6643は西南に位置する。いずれも方4間の総柱建物で、柱間は2.95 m（9.8尺）等間、やはり舞台状遺構かと推定されている。先に述べたSB 6680とこのSB 6636・6643は時を隔てながら、第一次と第二次大極殿の前面で、似た儀式が行われたことを物語るのではあるまいか。

大極殿および閤門周辺で楽を奏することは、奈良時代の後半では「帝臨軒し、高麗使に授位。女楽を舞台に作し、内教坊の踏歌を奏せしむ」（天平宝字3年1月18日）とか、「唐・吐羅・林邑・東国・隼人等の楽を作し、内教坊の踏歌を奏せしむ」（天平宝字7年1月17日）等とあり、節日の饗宴や外国使節の来日などに際して行われたようだ。また、神護景雲元（767）年10月24日条には、大極殿における大般若経転読ののちに「唐・高麗の楽及び内教坊の踏歌を奏せしむ」とあって、法会のあとにも奏楽が行われている。平安時代では、正月8日から14日まで大極殿で金光明最勝王経を講ずる御齋会の最終日に奏楽があり、大極殿の正面に舞う舞人の姿が『年中行事絵巻』に描かれている。

c期の舞台状遺構は、実際の舞台か、^{しつら}楽器を設えた場かなお検討が必要だが、

大極殿・閤門関係史料

抜 萃

1. 即位 元日朝賀

イ. 宝亀元(770)年10月1日

天皇の位に大極殿に即く。(光仁天皇)

ロ. 天平宝字7(763)年1月1日

大極殿に御して朝を受く。文武の百寮及び高麗の蕃客、おのおの儀に依りて拝賀す。

ハ. 大宝元(701)年1月1日

天皇 大極殿に御して朝を受く。その儀、正門において鳥形の幢を樹つ。左は日像・青竜・朱雀の幡・右は月像・玄武・白虎の幡なり。蕃夷の使者・左右に陳列す。文物の儀是に備れり。

ニ. 延喜式兵庫寮

凡そ 元日及び即位に宝幢等を構え建つは……寮、木工寮と共に幢の柱管を大極殿の前庭竜尾道に建つ。……宝幢を構え建つは殿の中階より南に去ること十五丈四尺に鳥像の幢を建て、左に日像幢、次いで朱雀旗、次いで青竜旗、右に月像幢、次いで白虎旗、次いで玄武旗なり、相去ることおのおの二丈ばかり。

2. 饗宴・奏楽

ホ. 天平宝子7(763)年1月17日

帝 閤門に御して五位已上及び蕃客、文武百官主典已上を朝堂に饗す。唐・吐羅・林邑・東国・隼人等の楽を作し、内教坊の踏歌を奏せしむ。

ヘ. 延暦2(783)年1月28日

大隅薩摩の隼人等を朝堂に饗す。その儀常のごとし。天皇、閤門に御して臨観す。

3. 法会、その他

ト. 天平9(737)年10月26日

金光明最勝王經を大極殿に講ぜしむ。朝廷の儀は一に元日に同じ。

チ. 神護景雲元(767)年10月24日

大極殿に御し、僧六百を屈して大般若經を転読せしむ。唐・高麗の楽及び内教坊の踏歌を奏せしむ。

リ. 年中行事秘抄

称徳天皇天平神護二年正月八日、大極殿に於て御齋会を修し始む。

ヌ. 天平元(729)年8月5日

天皇 大極殿に御し詔して曰く、……是をもって神亀六年を改めて天平元年となす。……

ル. 延暦2(783)年2月5日

天皇 大極殿に御し詔して、故式部卿藤原朝臣百川に右大臣を贈る。……

いずれにしても床の余り高くないものであったのだろう。

d 期の宝幢等については、『延喜式』には細かな規定があり、大儀（元日朝賀・即位）に、大極殿の南15丈4尺に立てること、その順序は鳥形を中心に、東に日像・朱雀・青龍が、西に月像・白虎・玄武がそれぞれ並び、相互の間隔は2丈許とある。検出位置は大極殿の南8丈で、重複の痕跡が見いだせない点、『延喜式』の記述とは異っている。なお『延喜式』と、この行事の嚆矢となる『続紀』大宝元年1月1日条とでは、朱雀と青龍、白虎と玄武の位置が入れ換っている。今回の調査で検出した宝幢等の跡と同種と考えられる施設は、第一次大極殿地区の広場にもある。これは従来桁行3間以上、梁行1間の建物SB7141とされてきたものであるが、柱掘形が3m×1mの長方形を呈し、柱間が6m（20尺）もあること、大極殿院の南北中軸線上に柱掘形が来ることから建物としても疑問視されていた。今回のSX11252等との類似性から、これが宝幢等の跡の可能性は高くなった。この遺跡の年代は、検出層位から、奈良時代後半か、平城上皇の時期とされている。

こうした宝幢などの施設はいかなる行事と関連するのであろうか。平安京において、同様の施設は元日朝賀・即位の時に、大極殿中階の南15丈4尺の龍尾壇上に立てられた。元日にこうした宝幢等を立てることは、藤原宮のことを記した『続紀』大宝元年1月1日条にすでに見られる。この記事では、幢および幡を「正門において立つ」とあり、正門が大極殿門を指すとすれば、今回検出の遺構や平安京の場合とは位置が異なる。また、平城宮の朝賀の例は、疑問のあるものを除き18回を数えるのに対し、今回のSX11252等は、重複の跡がない。大宝元年の記事同様、閤門の南側から今後発見される可能性もないとは言えないが、調査が終了した第一次大極殿の閤門には、こうした遺構は存在しなかった。従って平城宮では、こうした施設を元日に恒常的に立てなかったのか、あるいは、SX11252等と異って、痕跡を地上に留めない方式であったかのいずれかであろう。

SX11252～11258は、周囲に各種の旗を立てたと思われる掘立柱の塀状施設が8条あり、また閤門の南に接して長大な床張り建物SB11221や南北棟建物SB

11201があるなどかなり大掛りである。宝幢等の周辺に各種の旗を立てることは平安時代の即位式の記録にも見える。こうしたことから今回の SX 11252 等は、大儀のうち即位式に際して立てられたと考える。第二次大極殿で即位した可能性のある天皇は、孝謙・淳仁・光仁・桓武の4人であるが、d 期は奈良時代も年代が降ること、SX 11252 等が大極殿前庭にあることや、立て方が平安宮の場合と近いことを考えると、平安遷都を主導した桓武天皇の即位式に関わるのではあるまいか。なお、SB 11221 など閤門南側に建てられた仮設建物の機能については、今後の検討課題である。

以上述べてきた儀式・即位式に関連して見逃せないのが、南面回廊南縁で検出した石階の痕跡である。多分、閤門西側の対称位置にも同様の石階があるであろう。つまり、朝堂院から大極殿前庭に登るのに、閤門と今述べた東西の合わせて3個所の階段があったことになる。平城宮と同じく、回廊が大極殿を囲み、その正面に閤門が開くことは藤原宮に始まり、長岡宮まで踏襲されて平安宮においてはじめて龍尾壇となる。この龍尾壇の東西には階段があり、今回検出の階段は、この龍尾壇 ひがしのきざし 東階に当るものであろう。平安宮では奏賀・奏瑞者は、この東階に登り壇上に立った（『延喜式』『貞観儀式』）。この様に、東階のみを用いることが、いつ頃固定化したのか明らかではないが、平城宮における用法を考える上で示唆的である。つまり、閤門の南階は、元来、臣下の登り得るものではなく、閤門の東あるいは西側の階段を用いたのであり、平安宮に至って東の階段のみが実質的に機能していたのではなかろうか。

儀式・即位式関連の遺構をこれ程まとまって検出したのは今回が初めてであり、今後の考究に待つところが多い。今調査区の南、朝堂院地区の発掘が進展すれば、従来、文献史料によっていた平城宮における儀式・即位式の具体的な状況を、遺構の上から解明することが可能となるであろう。それは平安宮における儀式の展開を研究する上にも重要であるし、平城宮から平安宮へという都城発展史を再構成する上で、新しい視角を提供するものといえる。

また今調査では大極殿回廊を延長 140 m にわたって検出した。これは大極殿回

廊全体の3分の1強にあたる。回廊については、第1次調査の所見では改修がなされており、当初の凝灰岩礎石が自然石礎石に変えられた可能性を示唆している（平城宮発掘調査報告Ⅰ）。その根拠としては次のような観察事項を挙げている。

(1) 2個所で残る自然石の礎石が回廊敷石を破壊して据えられ、埋土中に凝灰岩破片を含む。(2) 礎石据付穴には浅いものと深いものがある。浅いものは底が平坦であるのに対し、深いものは摺鉢状で、前者が当初の凝灰岩礎石のもので、後者は後補の自然石のものと考えられる。(3) 改修に際して凝灰岩敷石は土で埋められた痕跡があること。

このような観察から当初は方2.4尺、厚さ8寸～1尺の凝灰岩を礎石にしていたものを自然石に据えかえたと考えたのである。今調査も含めて、北面・東面・南面の各回廊が今までに調査されてきたが、礎石の残るものは他になく、積極的な改作の証拠はみつかっていない。今回の調査においても第1次の調査区以外で詳しい検討を行えるところはなく、結論を出すに至らなかった。ただ第1次の報告で述べる浅い礎石据付穴が非常に多く、これらを当初のものとするならば、改作は回廊東南部の部分的なものであった可能性が高い。

最後に今調査で明らかにされた成果を列記しよう。

- ① 第二次大極殿院における上・下両層の建物配置と規模が明らかになった。
- ② 大極殿前庭で行われた儀式関連遺構をまとめて検出し得た。
- ③ 奈良時代前半期の閤門下層門とこれに取り付く東西塀は、奈良時代後半期には南に6 m（10尺）下げた位置で、それぞれの上層の閤門と南面回廊に踏襲されるが、大極殿院外の朝堂院の区画は、下層の東西塀SA 11370A・B および南北塀SA 11320を原位置で踏襲し、築地に作り替えられる。
- ④ 朝堂院内部に朝堂以外の建物を3棟検出した。
- ⑤ 回廊東南隅には小室が設けられ、その東壁に朝堂院北面築地が取り付く。
- ⑥ 朝堂院北面築地には門SB 11400が開き、大極殿東外郭と朝堂院を結ぶ。
- ⑦ 東面回廊に門が開くことが想定され、この所在や位置を確認すべく精査したが検出できなかった。

第二次大極殿院・内裏東方官衙の調査 第154次

調査区は第二次大極殿院・内裏東外郭の東方に位置し、西で昭和41年に実施した第33次調査区に、北で昭和42年の第40次調査区に接する。第33次調査では内裏および大極殿の東外郭を構成する官衙の建物群、外郭部を限る東面築地、それに開く門などを検出している。第40次調査では整然と配された埴積基壇建物群とそれを囲む築地を検出し、内裏東方官衙の状況を明らかにしている。今回の調査の目的は、この内裏東方官衙の南方の状況を究明することであり、あわせて東大溝 SD 2700 と内裏から東流する東西溝 SD 4240 の合流点の調査を行なった。

遺 構

調査地周辺の地形は、西北から東南に向かって緩やかに傾斜する丘陵の東斜面にあたり、調査区の西北部と東南部では 2.1 m の比高差をもつ。調査地の基本的な土層は、地表から旧耕土、床土、茶褐色土の順であり、地表下 40～50 cm で黄褐色土の地山面に達する。宮の造営に際し、地盤の低い東南部には小礫混じりの暗茶褐色土を薄く敷いた整地を行うが、整地は部分的で地表には緩やかな傾斜を残す。遺構はこの整地土および地山上面で検出した。なお遺構面は、西方の内裏外郭部よりも 2 m、北方の第40次調査区よりも 1 m ほど低位面にある。

今回検出した主な遺構は、掘立柱建物 1 棟、礎石建物 2 棟、築地 3 条、掘立柱塀 8 条、溝 5 条、土壇 2 基などである。これらの遺構の年代は奈良時代を中心に平安時代に及ぶが、遺構の重複関係がないため、西方から東大溝 SD 2700、大極殿東方官衙、南北溝 SD 3410、内裏東方官衙通路 SF 11580 の順に地区を分けて各遺構の説明を行う。

東大溝 SD 2700 調査区の西端で検出した東大溝 SD 2700 は内裏東方を貫流する平城宮の基幹排水路のひとつである。昭和初年に奈良県技師岸熊吉氏によって確認されて以来、当調査部でも 3 度にわたって調査を行い（第 21・129・139 次調査）、上端幅 2 m、深さ 1.4 m 前後の溝の両岸を玉石で護岸した石組溝であることを明らかにしてきた。しかし今回の調査区内では石積が東岸の一部に限られ

るとともに、溝幅も6 m前後に広がり、従来の知見と大きく異なる規模・構造の溝となる。調査区北東部ではこの東大溝に西方から合流する排水路SD 4240 を検出した。SD 4240 は内裏内郭からの排水溝で、築地回廊の南東入り隅に端を発し、内裏東外郭の南端を東流し、外郭を限る南北築地の下を石組暗渠で抜けてSD 2700 に合流する。昭和41年に行った第33次調査では据え付け痕から凝灰岩の切石組と推定したが、本調査区では切石組の痕跡は認められず素掘りのままである。前述したように東外郭部とは2 m近い比高差があり、水の落差が大きいため、底面は滝壺状に複雑に入りくみ壁面は大きくえぐれる。溝幅は調査区の西端で2.4 m、合流点近くで6 mと幅を広げ、遺構面からの深さは1.0～2.2 mを測る。SD 2700 の石組はSD 4240 との合流点付近の東岸にのみ限られ、人頭大の玉石（三笠安山岩）を6段前後積み上げている。石積の基底部下には木屑を含む堆積層が認められ、石積にも不整合個所がみられるところから、何度かの積み直しがなされたことが判るが、その年代は天平年間を下らない。石組の南端で橋SX 11505 を検出した。橋は大極殿東外郭に開く東門（SB 4215）に心をあわせて設けられており、新旧2時期の橋脚を検出した。当初の橋脚SX 11505 A は桁行2間、梁行2間の総柱の橋で、桁行2.4 m（8尺）、梁行3.9 m（13尺）を測り、柱間寸法はそれぞれ4尺と6.5尺の等間となる。径0.2 m前後の橋脚6本が残るが、桁行方向中央の柱のみ角材を用いている。溝がある程度埋没した段階で橋のつけかえが行われ、桁行1間、梁行2間のSX 11505 Bに改修されるが、桁行3.6 m（12尺）、梁行4.2 m（14尺）とその規模を広げている。径0.3 m、長さ1.2 mの橋脚がすべての掘形に遺存するが、新旧の橋脚はいずれも柄穴などの仕口をもつ建物部材の転用材である。東岸の玉石積はこの橋の北脇でL字形に短かく曲がって終っており、橋と一体に施工されたことが判る。SD 2700 の南端近くで検出したSX 11504 は東大溝に東から注ぐ木樋暗渠である。幅0.7 m、深さ0.7 mの掘形底面に3本の木樋が連結される。東端を近世の野井戸により破壊されるが、現長7.7 mに及ぶ。いずれも底板と側板を組み合わせた木樋で、東端の木樋は断面矩形の角材の長辺にV字状の割りこみをもつ棟覆いを転用したものである。現存長は6 mあり、側板の上に

細い横棧を渡して蓋板をかぶせている。SD 2700 の堆積層は大きく7層に分かれ、下から第2層に天平2～4（730～732）年、第3・4層に天平7～天平神護3（735～767）年、第5・6層に延暦2～3（783～784）年の紀年木簡が伴ない、奈良時代を通じて順次溝が埋没していった過程を示している。なお、最上層の堆積土中からは隆平永宝（796年初鑄）とともに、緑釉陶器や灰釉陶器、9世紀前半代の土器が出土し、SD 2700・4240の最終年代が判明する。

大極殿東方宮衙 調査区の南端近くで検出した東西築地 SC 11500 は、最高0.3 mの厚さで残る築地の基底部と、その両脇に掘られた18間分の東西柱穴列を検出した。築地基底部の築成は、地山上面に明茶褐色粘質土と灰褐色粘質土を淡黄褐色粘土を薄く挟みながら交互に積み上げ版築したものである。裾部に掘られた柱穴は径0.6 m前後の掘形をもち、南北規則正しい位置に対になって東西に並ぶ。桁行の柱間は一部に長短はあるもののほぼ10尺等間で統一され、東西両端間が北列で8尺、南列で10尺と12尺におさまる。調査ではこの柱穴列が築地の寄柱であるのか、構築時の堰板を留めるための添柱であるのかを判別し得なかった。築地の築成技法の復原にもとづいた今後の検討を待って判断したいと考えるが、築地の基底幅は柱穴列を寄柱とみると6尺、添柱とみると5尺前後に復原できる。SC 11500の東端には南北築地 SC 11510がとりつき南折する。西端の状況は攪乱のため不明であるが、西端で検出した柱穴の柱間が東端同様8尺と短縮していることから、西面築地 SC 11520の位置を現在の水路上に想定することができよう。この西面築地の位置は北方の埴積基壇建物群を画する西面築地ともほぼ筋が揃い、東西の築地幅は心々で170尺の完数を得ることができる。なお築地は平城方位に対して東で北へ $1^{\circ}24'$ （国土方位で $1^{\circ}32'$ ）と大きく振れる。築地内部の状況は部分的な調査にとどまるが、調査区内で2棟分の礎石建物の北側柱列を検出した。SB 11540・11550の柱筋は東西に一直線に揃い、12尺等間で桁行5間の同規模の東西棟建物が対称位置に並ぶものと推定される。SB 11540の西端にのみ扁平な自然石を利用した礎石が遺存するが、他はすべて礎石を抜き取られている。東西築地 SC 11500下ではこの礎石建物間のほぼ中央に心を揃える柱掘形2箇所を検

出した。方 1 m 近い柱穴であるが、内側から柱を抜き取られ、抜き取り穴が連結する。この柱穴は 1 間分（柱間 8 尺）しか確認できなかったが、東側柱穴が後述する築地に伴う門の親柱の柱穴と重複するところから、築地に先行する区画施設の門状遺構 SB 11535 である可能性が高い。東西築地の中央に設けられた北門 SB11530 は、先に想定した東西築地幅 170 尺の中央に正しく位置する。門の幅は 10 尺で、築地心に親柱を、西脇に小規模な寄柱を設ける。東側親柱は SB11535 と重複するため、底面に扁平な自然石を置いて不同沈下を防いでいる。北面築地北側には築地崩土下に落下瓦が認められたが、軒丸瓦は僅少で 第Ⅲ期の軒平瓦 6694 型式が中心を占める。前述した木樋暗渠 SX 11504 は築地内郭からの排水施設で、北面築地の雨落溝の延長上に位置し、地盤の下がる南方の排水を処理するために深く掘られた南北溝と連結し、築地北西コーナーで西面築地下を暗渠で抜けて SD 2700 に注ぐ。木樋底板の下からはやはり第Ⅲ期の軒丸瓦 6282 L が出土しており、8 世紀中頃に大極殿東方官衙の整備が行なわれたことを示している。

南北大溝 SD 3410 調査区の南東隅で検出した南北大溝 SD 3410 は既に第 22 次南・29・32 次調査によって確認した宮の幹線排水路のひとつで、幅 4.5 m、深さ 1 m を測り、西岸にのみ径 0.5 m 大の大形の玉石が 2 ～ 5 段積まれる。玉石積は SD 2700 に比較すると乱雑で、その多くは溝内に崩落していた。この溝は当初は素掘りのままであったらしく、後に西岸を改修して玉石積とし、東岸を木杭で護岸する。SD 3410 の北端には東西溝 SD 11600 が接続して東に延びる。SD 11600 は幅 5.8 m、深さ 1 m の素掘りの溝で、SD 3410 と直交するコーナーの東に、梁行 1 間（2.1 m）、桁行 1 間（3 m）の小規模な橋 SB11590 が架かる。両溝の土層堆積状況は同一で、大きく二層に分かれ、上層からは富寿神宝（818 年初鑄）や隆平永宝とともに 9 世紀前半代の灰釉陶器が出土し、下層からは和同開珎、万年通宝、神功開宝の奈良時代の 3 種の銅銭に伴なって天平 16（744）年の紀年木簡が出土した。玉石積の裏込めからは第Ⅲ期の軒瓦 6721 D・6282 G などが出土しており、石積改修の年代の一端を窺うことができる。

内裏東方官衙 調査区の北東部では第 40 次調査で検出した内裏東方官衙に関連す

る遺構を検出した。石組溝 SD 4850 は内裏東方官衙の排水施設で、南面築地下を抜けて本調査区に延びる。今回 4.5 m を新たに検出したが、調査区内で大きく削平を受け、側石は抜き取られ底石がかるうじて残る。削平のため南方への延びは不明である。SA 11560 は内裏東方官衙の南面築地削平部分で検出した 9 尺等間の掘立柱東西塀である。8 間分を確認したが、柱筋が南面築地心に揃うことから、築地の前身遺構であることが判る。第40次調査でも西面築地下に同様の下層の南北塀を検出している。

SF 11580 内裏東方官衙の南面築地と本調査区で新たに検出した大極殿東方官衙の北面築地に挟まれた南北約30mの空間には、奈良時代末から平安時代にかけての小規模な掘立柱建物1棟と、東で北に大きく振れる掘立柱塀が7条みられるのみで、奈良時代の顕著な遺構はなく、この地区は空閑地として通路（SF 11580）もしくは広場として機能していたものと考えられる。

出土遺物

SD 2700 を中心に SD4240・3410・11600 の溝から多量の瓦・土器・木製品が出土した。軒瓦は軒丸瓦 506 点、軒平瓦 518 点の計 1,024 点にのぼる。その大部分は SD2700 から出土したもので、埴積基壇建物所用瓦の 6135 A・B・E-6688 A の組み合わせが中心となる。軒瓦以外では鬼瓦 27 点があり、「マ猿万呂□忽……収神人□…」と記された墨書丸瓦が SD 2700 から出土している。土器の出土量も多く、年代は 9 世紀前半に及ぶ。墨書土器は「大膳」「右寮」「宮職」「造□」「木□」などの官司関係のものをはじめ、「拘杞」「将」「足」「大」など総数 225 点を数える。また蹄脚円面硯や形象硯の蓋、転用硯、土馬なども出土している。

木製品は人形、刀形、斎串、漆塗木葉匙、木偶、木箱、鳴鏑、塗漆用刷毛などがあるが、全体の製品数は少ない。中でも病気治療に用いられたと考えられる「左目病作 今日 今□」と墨書された人形の出土が注目される。

木簡は総数 1,923 点を数え、SD 2700 から 1,778 点、SD4240 から 70 点、SD3410 から 67 点、SD 11600 から 8 点出土した。SD 2700 では SD 4240 との合流点付近と橋脚周辺に木簡削屑を多量に含む木屑層があり、内裏の外郭から流出した木簡

が中心を占めるものと考えられる。以下に主要な釈文を掲げておく。

四月五日主計

1. (表) 大蔵^{録カ}□壹度
(裏) 史生湯坐君万呂
2. (表) 東^{市カ}□交易銭計紀廩人服部
(裏) 真吉
3. 大庭縣万呂河内国丹比郡人 坂合部女王資人申送巳
4. (表) 右物依員欲納以付但馬荷又如法
自今以後如法勘恭数可進上又付便
□□□□未 猶并付蘭守等可進上又東蘭努
(裏) □□過時故返抄

四月二日

附□廣海連福成

まとめ

今回の調査では、内裏東方官衙と大極殿東方官衙の間に南北30mにわたる空閑地が存在することを明らかにした。平城宮の東側張出し部の旧水田区画をみると、その多くは畦畔がほぼ南北に直線的に通るのに対して、本調査区の東方延長上の水田区画のみが30mの幅を保って東西に細長く連なり、周辺の水田区画と齟齬を生じていることが判る。こうした遺存地割をみるかぎり今回検出した空閑地が東方に延びる可能性は高く、この地割は宮の東辺にまで達している。宮東辺との交点はちょうど東辺の南北長の中央部分にあたることから、この位置に宮の東面中門を想定すると、この空閑地は宮内に物資を搬入するための主要な東西道路として機能していたことが推測されるのである。上に掲げた4の木簡はその内容からこうした推測を傍証する材料となるわけであるが、周辺地域の調査が行われていないため想定の当否は今後に残された問題となっている。本調査区ではこの通路の南に新たな官衙の存在を確認し、東西170尺の築地区画施設と礎石建物で構成される大極殿東方官衙の一端を明らかにした。次年度以降に予定されている南方地区の調査に大きな期待が持たれるところである。

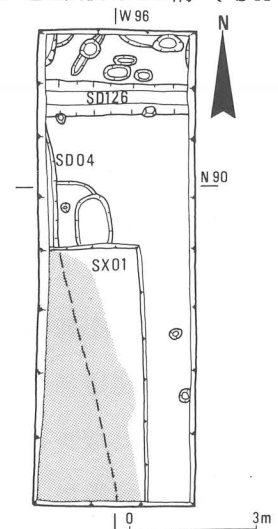
4 内裏北方官衙地区の調査 第151-5・27次

宮北部の佐紀集落内における現状変更に伴う調査が2件あった。いずれも住宅改築であり、調査面積は限られている。

第151-5次調査は、奈良市佐紀町2198番地の平城宮跡地内で、東西1.6m、南北3m余のトレンチを設けておこなった。この発掘区の西3分の2の範囲は、黄褐色のきれいな地山風堆積土があり、東3分の1にはやや汚れた同様の整地土があってその境付近には径10cm前後の円礫が散布していた。東側の汚れた整地土を取り除いていくと、西にあった黄褐色土が東へ傾斜して下り、さらに円礫が散らばっていた。この発掘区の位置は、伝平城天皇陵を後円部とする市庭古墳のこれまでの発掘成果から、図上で推定復原した墳丘の前方部東側にあたり、この傾斜は削平された墳丘から東の濠へ移行する部分と考えられる。敷地の都合上、調査面積が狭少であるため、奈良時代の遺構は見当らなかった。黄褐色土面で円筒埴輪片を採集した。

第151-27次調査は第8次と第11次調査区の上に位置する。推定大膳職と内裏北外郭官衙とを東西に画す通路もしくは広場的空間地（東西幅約20m）と考えられる所である。検出した主な遺構は、溝2条（SD04・126）と礫敷き遺構（SX01）で、他に大小の穴があるが性格は不明である。

SD126は素掘りの東西溝（幅約1.0m、深さ約0.7m）で、すでに発掘されている大膳職の北限にかかわる溝SD126の東延長部にあたる。さらに東に流れて内裏北外郭官衙の西限の南北溝に注ぐのであろう。時期は奈良時代中～末頃。SX01は整地土上に拳大の礫を敷く。西と北が高く、東では疎になる。SD04はSX01の下で検出した南北方向の溝状遺構で、南では東に広がる。深さ約0.2m。SD04及びSX01は調査区の西約3mに位置する推定大膳職の東面築地に関連するものであろう。



第13図 151-27次発掘遺構図

5 平城宮北方地域の調査 (1) 第 151-10 次

住宅新築にともなう事前調査。調査地は平城宮内裏の北方に所在する市庭古墳後円部の北北西に位置する。市庭古墳の濠と外堤の推定地で、奈良時代には大蔵省倉庫群の占地とも想定される。第126次調査で当該地の西南に隣接する場所を発掘し、市庭古墳の内濠・外堤・外濠を検出し、外濠を奈良時代に一部修造し園池に転用したことを確認した。当調査地には、市庭古墳の外堤・外濠および園池の一部が及ぶと考えられ、外堤上には園池に関連する施設の存在も想定された。それらの遺構の検出を目的として、南北約17m、東西約10mの調査区を設定した。

調査地は工場の跡地であり、現地表下0.5mに工場建設時のコンクリートの整地面がある。以下、旧耕土・旧床土があり、現地表下0.8mで遺構検出面に達する。調査区南端部ではバラス混り明茶褐色土の地山（大阪層群）が直接露呈し、それ以上には奈良時代園池の埋土が広がる。

検出したおもな遺構は、市庭古墳の外堤・外濠、奈良時代の園池である。

市庭古墳外堤（SX 2170）東西約10m分を検出した。地山を削り出して形成する。表面は開田工事で削られ地山が露呈する。検出面積が狭小なため、上面で古墳にともなう施設や奈良時代の遺構は検出できなかった。第126次調査区では、外堤西斜面の葺石SX 2161を奈良時代の園池SG 2162の洲浜の下層で検出したが、当調査区では葺石を検出できなかった。もともと存在しなかったのか、SG 2162の設置に際し撤去したのかは不明である。

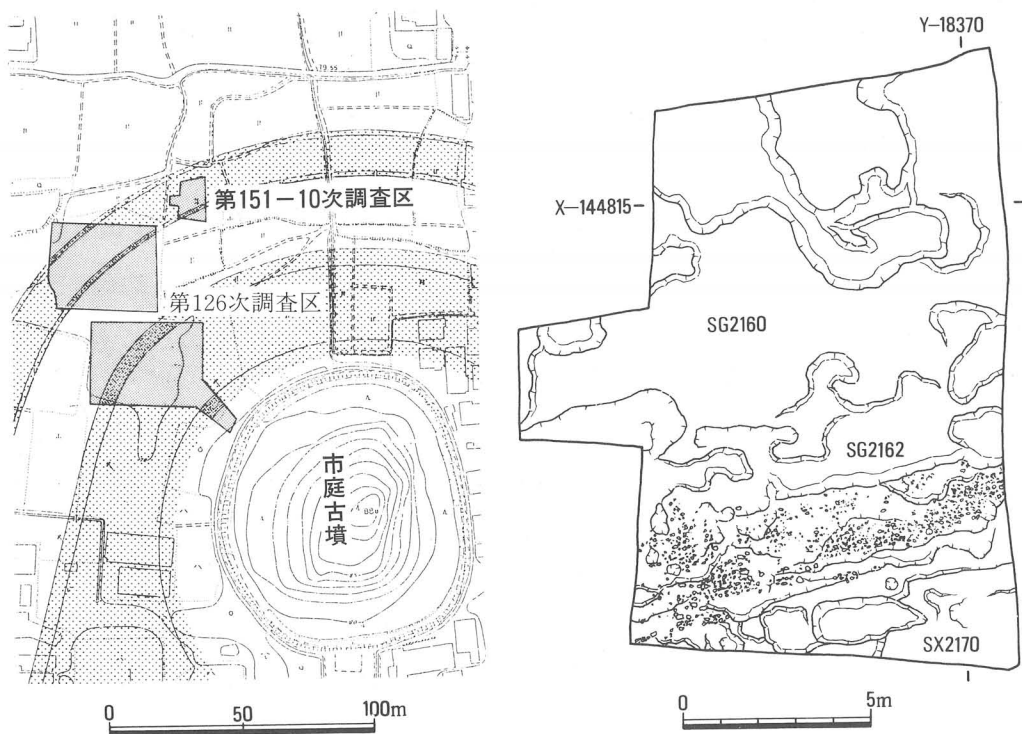
市庭古墳外濠（SG 2160）地山を掘りこんだ浅い濠で、深さは現状で約0.3mである。北側の立ちあがり調査区外にあり、幅は未確認である。底は北東から南西に緩やかに傾斜し、海拔高は調査区東端で77.4m、西端で77.3mである。

奈良時代の園池（SG 2162）SG 2160を利用した園池で、市庭古墳の外堤北斜面を暗茶褐色砂質土で覆い、その上に径5～20cm程度の小礫を敷き、勾配7°～10°の洲浜とする。洲浜は蛇行し、幅が場所により異なり、狭い所で約1.2m、広い所で約3.4mである。小礫の敷き方は場所により疎密があり、調査区西端近く

が特に密である。径20cm程度の大きめの礫は洲浜の上半部に多いが、景石はみられない。池底は地山で、上部は削平されているが所々に高まりがみられ、中島を形成していたと思われる。池の堆積土中には明確な腐蝕土といえるものはなく、常時水を湛える状態ではなかったと思われる。洲浜直上で埴輪片や奈良時代の瓦・土器が出土したが、量はあまり多くない。池底では遺物はほとんど出土しない。

出土遺物には、軒平瓦1点、丸・平瓦、土器類がある。軒平瓦は平城宮軒瓦編年Ⅱ期の6664 F型式で、洲浜直上で出土した。土器類は円筒埴輪、奈良時代の土師器・須恵器があり、いずれも小片である。

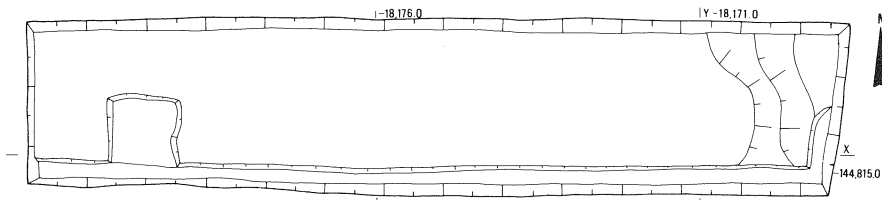
今回の調査で、市庭古墳の外濠が当該地まで及びさらに東へ延びること、および第126次調査地と同様に当該地でも奈良時代には外濠を園池に転用していることを確認した。しかし、大倉省倉庫群の占地を積極的に証する遺構は見出せなかった。



第14図 市庭古墳外濠調査位置図・発掘遺構図

6 平城宮北方地域の調査 (2) 第151-20次

この調査は、個人住宅建設にともなう事前調査である。調査地は水上池の西岸に接し、平城宮北辺大垣の北方約150 mの位置にある。水上池は北方の歌姫町からの谷筋にあたり、平城京造営時にこの地で谷をせきとめて造った池と推定されている。調査は水上池の本来の西岸を検出することを主たる目的とし、幅3 mのトレンチを東西、南北各1個所設定して行った。トレンチの長さは東西が13 m、南北が17 mである。東西トレンチは水田耕作土及び床土（黄色粘質土）の下に、地山に至るまでに3層の土の堆積が見られる。いずれも砂質及びバラスを含んでいる。これらは池の堆積土である。水田面から地山までの深さは平均0.7 mある。ただし、トレンチ東端では地山が急傾斜で東へ下がっていく。東西トレンチにおいても耕作土・床土の下は砂質土が堆積しており、これも池の堆積土である。両トレンチとも各層の堆積土には近世の陶磁器片が含まれており、調査地域が水田化された時期が近世以降であることが知られる。現在、調査地に西接する民家地域は一段高くなっており、水上池の西岸が少なくとも近世頃、この地において若干入りこんでいたことが明らかとなった。先年この地の南約60 mの位置で発掘調査（昭和56年度、第131-5次）を実施した際に池の汀を検出しており、今回東西トレンチの東端で検出した地山の下がり、この延長線上にあたる。したがって、奈良時代には水上池西岸がほぼ南北に1直線だった可能性が認められる。奈良時代における水上池の規模を復原するためには今後の発掘調査の必要性が痛感される。



第15図 水上池西岸発掘遺構図